

○長浜市保育士等修学資金貸付条例施行規則

令和8年4月1日

規則第64号

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市保育士等修学資金貸付条例（令和8年長浜市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(修学期間の計算)

第3条 条例第5条に定める正規の修学期間の計算に当たり、次の各号に掲げる場合における取扱いは、当該各号に定めるところによる。

- (1) 借受人が休学した場合 指定保育士養成施設の修業年限に、休学した期間を加算した期間を正規の修学期間とする。
- (2) 借受人が停学処分を受けた場合 指定保育士養成施設の修業年限を正規の修学期間とする。

(貸付けの申請)

第4条 条例第6条第1項の規定により修学資金の貸付けを受けようとする者は、市長が別に定める日までに、長浜市保育士等修学資金貸付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 在学する指定保育士養成施設の長が作成する推薦書（様式第2号）
- (3) 連帯保証人の印鑑証明書
- (4) 申請者の父母（父母がいない場合は、生計中心者）の収入状況が分かる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(連帯保証人)

第5条 条例第6条第1項に規定する連帯保証人は、成年で独立の生計を営むものとする。

(貸付けの決定通知)

第6条 条例第6条第2項の規定による通知は、長浜市保育士等修学資金貸付決定（却下）通知書（様式第3号）によるものとする。

(誓約書)

第7条 修学資金を貸し付ける旨の通知を受けた者（以下「貸付決定者」という。）は、速やかに誓約書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(貸付請求)

第8条 貸付決定者は、長浜市保育士等修学資金貸付請求書（様式第5号）により、市長に修学資金の貸付けを請求しなければならない。

(届出の義務)

第9条 借受人が修学資金の返還完了前に次の各号のいずれかに該当するときは、長浜市保育士等修学資金借受人異動事項等届出書（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所その他の事項を変更したとき。
- (2) 休学し、復学し、留年し、退学し、又は停学の処分を受けたとき。
- (3) 修学資金を必要としなくなったとき。

- (4) 勤務している保育所等から他の保育所等へ転職したとき。
- (5) 勤務している保育所等を休職等し、復職し、又は退職したとき。
- (6) 死亡したとき。
- (7) 連帯保証人の氏名、住所その他の事項について変更が生じたとき。

- 2 借受人は、修学資金を返還し、又は返還の免除が決定するまでの毎年3月31日現在の状況を、長浜市保育士等修学資金現況報告書（様式第7号）により、市長に届け出なければならない。
- 3 借受人が指定保育士養成施設を卒業し、保育所等に勤務したときは、長浜市保育士等修学資金借受人卒業等報告書（様式第8号）により、市長に届け出なければならない。

（連帯保証人の変更申請）

第10条 借受人が連帯保証人を変更（連帯保証人が死亡した場合を含む。）しようとするときは、長浜市保育士等修学資金連帯保証人変更申請書（様式第9号）に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に長浜市保育士等修学資金連帯保証人変更決定（却下）通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（貸付の決定の取消し等）

第11条 市長は、条例第7条第1項及び第2項の規定により貸付けの決定を取り消したときは、長浜市保育士等修学資金貸付決定取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

- 2 市長は、条例第7条第2項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消す場合は、貸付金額（第5条の規定により通知を受けた貸付金額をいう。）を12で除した額に取り消しする月数を乗じて得た額を、貸付金額から減額するものとする。

（貸付の停止等）

第12条 市長が、条例第7条第2項の規定により修学資金の貸付けを取り消した場合において、貸付けを取り消した期間の修学資金が既に交付されているときは、当該修学資金は、貸付けの取消事由の消滅した日の属する月の翌月以後の月の分として貸し付けられたものとみなす。

- 2 前項の規定により貸し付けられたものとみなされた修学資金が、貸付期間を超えて貸し付けられた場合は、借受人は、当該貸付期間を超えて貸し付けられた部分について、速やかに市長に返還しなければならない。

（借用証書の提出）

第13条 借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、長浜市保育士等修学資金借用証書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 修学資金の借受けが完了したとき。
- (2) 修学資金を必要としない理由が生じたとき。
- (3) 修学資金の貸付けが取り消されたとき。

（返還計画書の提出等）

第14条 借受人は、条例第8条第1項の規定により修学資金の返還事由が生じたときは、速やかに長浜市保育士等修学資金返還計画書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（返還方法の変更）

第15条 借受人は、災害その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが著しく困難であると市長が認めるときは、長浜市保育士等修学資金返還計画書の内容を変更することができる。

2 前項の規定により変更をしようとする者は、長浜市保育士等修学資金返還計画変更申請書（様式第14号）により、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に長浜市保育士等修学資金返還計画変更決定（却下）通知書（様式第15号）により通知するものとする。

（返還猶予の申請等）

第16条 条例第9条の規定により修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、長浜市保育士等修学資金返還猶予申請書（様式第16号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、返還の猶予の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に対し長浜市保育士等修学資金返還猶予決定（却下）通知書（様式第17号）により通知するものとする。

（返還免除の申請等）

第17条 条例第10条の規定により修学資金の返還の免除を受けようとする者は、長浜市保育士等修学資金返還免除申請書（様式第18号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、返還の免除の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に対し長浜市保育士等修学資金（一部）返還免除決定（却下）通知書（様式第19号）により通知するものとする。

（その他）

第18条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。